

## 本学の入学料・授業料免除等制度の変更について

令和 7 年 6 月に予告した通り、国の「高等教育の修学支援新制度（JASSO 給付奨学金と授業料等減免のセット）」（以下「国の新制度」という）による授業料等免除の拡充に伴い、このたび、これまで本学が独自で実施してきた「授業料等免除制度」（以下「本学独自制度」という）を含めて見直しを行い、令和 8 年度から本学における学生納付金免除制度の改正を行います。

ただし、令和 8 年度は改正の経過措置期間として次のとおり取扱い、新制度への完全移行は令和 9 年度からとなります。

【学部】「令和 8 年度入学生」：改正後の制度を適用、「令和 7 年度以前の入学生」：現行制度を引き続き適用

【大学院】「令和 8 年度入学生」及び「令和 7 年度以前の入学生」とともに現行制度を引き続き適用

### ○制度改正による主な変更点

- 「学部生向けの免除制度」については、基本的に「家計」による免除で、国の新制度のみによる実施となります。ただし、本学独自制度により(1)特別な事情を有する学生に限った募集（令和 8 年度～：別添の 1-1 を参照）と(2)優秀な学生を支援する免除（令和 9 年度～：別添の 1-2 を参照）を実施します。
- 「大学院生向けの免除制度」については、引き続き本学独自制度での実施となりますが、これを(1) 経済的理由による免除：「家計」と(2)優秀な学生への支援：「学業」、の 2 区分で実施します。（別添の 2-1, 2-2 及び別紙を参照）  
「家計」・基準・提出書類については、学部生向けの国の新制度の家計評価方法と提出書類を準用します。  
・対象者については、原則日本人学生（永住者等の外国籍の方含む）となります。  
「学業」・現行の博士課程プログラム（学振・SPRING 等採用者）への支援は継続して「学業①」とします。  
・加えて、留学生を含めた優秀な学生への支援「学業②」として新設します。  
※上記の「家計」と「学業」の併願は不可となります。
- 「入学料の徴収猶予制度」については、入学料免除申請資格対象外の学生を対象として、猶予期間を 4 月入学生は 7 月末まで、10 月入学生は 1 月末に変更します。（別添の 3 を参照）
- 「大規模災害等に係る入学料・授業料免除」については、支援対象とする災害における免除期間を変更します。（別添の 4 を参照）

### ○令和 8 ・ 9 年度の各課程における入学料・授業料免除制度

課程	対象者	令和 8 年度		令和 9 年度
学部生	日本人 *永住者等の外国籍の方含む	(令和 7 年度以前入学生) ・国の新制度 (原則日本人のみ・ 本学独自制度との併願不可)	(令和 8 年度新入生*) *編入学生含む ・国の新制度 (原則日本人のみ・ 本学独自制度との併願不可)	・国の新制度（「家計」） (原則日本人のみ・ 本学独自制度との併願不可)
	私費留学生	・本学独自制度* *令和 7 年度に独自制度で免除を許可された学生及び「特別な事情」を有する学生のみ申請可能	・本学独自制度* *「特別な事情」を有する学生のみ申請可能	・本学独自制度（「家計」）* *「特別な事情」を有する学生のみ申請可能 ・本学独自制度（「学業」）
大学院生	日本人 *永住者等の外国籍の方含む	・本学独自制度（家計による審査および博士課程プログラム生に対する支援）※現行通り		・本学独自制度（「家計」・「学業」） ※家計と学業の併願不可
	私費留学生			・本学独自制度（「学業」） ※家計への申請不可

※免除申請の資格対象外の学生（日本人・留学生）で、奨学金・教育ローンなどの入金遅延により入学手続き時の入学料納付が困難な方対象の「入学料徴収猶予」制度もあります。

令和 8 年 3 月時点の情報です。詳細および最新の情報は九州大学 Web サイトにてご確認の上、申請してください。  
令和 8 年冬頃に「令和 9 年度前期免除のしおり」を公表する予定です。



## 1-1. 学部生向けの免除制度（経済的理由「家計」）について

（別添）

### 【国の新制度：入学料免除及び授業料免除】

- (1)対象者：日本人学部生（外国籍で永住者等含む）を対象として、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金の支援区分に応じて授業料等の免除を行う。※私費留学生・大学院生は対象外。
  - (2)申請時期：日本学生支援機構奨学金の申請期間（初回のみ申請、その後は毎年継続の手続（在籍報告）が必要。毎年家計・学力適格認定あり）。
  - (3)実施期・免除額：前期/後期で**全額・2/3 額、1/3 額免除**の実施。
- ※「国の新制度」の申請資格外の者で、特別な事情（半年以内(新入生は1年以内)に①主たる家計支持者死亡②災害）に該当する者に限り、下記 2-1 の本学独自の免除制度に申請が可能。

## 1-2. 学部生向けの免除制度（優秀な学生への支援「学業」）について【新設】

### 【本学独自制度：授業料免除】

- (1)対象者：学部 2-4 年生（6 年課程は 5.6 年生）の学業が優秀と認められる学生に対して、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念できるように、授業料免除を実施。（他の免除制度との併用は不可）
- (2)実施期・免除額：対象者には通知を行う。**後期分授業料を 2/3 免除**

## 2-1. 大学院生向けの免除制度（経済的理由「家計」）について

### 【本学独自制度：入学料免除及び授業料免除】

- (1)対象者：原則日本人学生（外国籍で永住者等含む）で、経済的理由により入学料や授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、又は特別な事情により入学料・授業料納付が困難な者に対して、入学料・授業料免除を行う。  
※家計基準の変更に伴い、JASSO 給付奨学金の提出書類（本人及び生計維持者の親①親②の 3 名分）で審査するので、原則独立生計としての申請はできません。  
※「学業①」「学業②」の対象者は授業料免除の申請はできません（入学料免除の申請は可能）。
- (2)申請時期：従来どおりに原則通年（前期・後期）申請。
- (3)実施期・免除額：前期/後期で**全額・2/3 免除・1/3 免除**の実施。
- (4)家計審査・基準：学部生向けの国の新制度（JASSO 給付奨学金）の家計評価方法と提出書類を準用して実施。  
原則通年（前期・後期）申請として、直近の所得証明書で審査。

### 本学の新しい免除基準（多子世帯の方も含め、区分に応じた免除を実施）

第Ⅰ区分（JASSO）：全額免除	⇒本学：全額免除
第Ⅱ区分（JASSO）：2/3 免除	⇒本学：全額免除
第Ⅲ区分（JASSO）：1/3 免除	⇒本学：2/3 免除
第Ⅳ区分（JASSO）：1/4 免除	⇒本学：1/3 免除
区分外、多子世帯（区分外）	⇒本学：免除なし

※資産要件：所得制限を満たしていても、資産が 5,000 万円以上ある場合は支援対象外。

※基準を満たしていても、予算の都合上必ずしも上記の結果とならない場合があります。

### 【参考】

日本学生支援機構(JASSO)奨学金シミュレーション  
大まかな収入目安を確認することができます。  
(学部生向けの給付奨学金・在学採用のケースを選択)

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



### 【参考:JASSO 給付奨学金基準】詳細は「JASSO 給付奨学金案内」参照

支給額算定基準額＝課税標準額×6%－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額) (100円未満切り捨て)  
○政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること
第Ⅳ区分(※2)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 51,300円以上 154,500円未満であること

## 2-2. 大学院生向けの免除制度（「学業」優秀な学生への支援）について

### 【本学独自制度：授業料免除】

#### ・優秀な学生への支援「学業①」について（現行制度を継続）

(1) 支援対象者：以下のプログラムに選抜された優秀な博士（後期）課程学生に対して、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念できるように、授業料免除を実施。

博士（後期）課程プログラム名	学期	支援内容（授業料）
【日本学術振興会（JSPS）】 特別研究員（DC1・DC2）	前期/後期	全額免除
【国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）】 九州大学未来を拓く博士人財育成プログラムにおける未来創造コース（SPRING）	前期/後期	現行:半額免除→新:2/3 免除
【国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）】 九州大学「基盤」と「応用」の相乗効果で未来を拓く高度 AI 人財育成プログラム（BOOST）	前期/後期	現行:半額免除→新:2/3 免除
九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム	前期/後期	現行:半額免除→新:2/3 免除

#### ・優秀な学生への支援「学業②」について【新設】

(1) 支援対象者：大学院で、学業および研究において、優秀と認められる学生で、修士課程は、本学博士後期課程への進学希望者に対して、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念できるように、授業料免除を実施。

※支援対象から除く者

- ・申請時に休学中の者
- ・国費留学生及び政府派遣留学生
- ・原則として休学期間を除いて、最短標準修業年限を超過している者。ただし、学業又は資質向上に関わる事由による留年の場合は、超過期間が1年以内の者に限り申請可能とする。
- ・前期の「家計」、前/後期の「学業①」の免除対象者 ※原則として「家計」による免除申請との併願不可。ただし、前期に「不許可」となった者は申請可能。

(2) 申請時期：8 - 9月頃、各学府において申請期間を設ける。（結果通知時期：12月下旬-1月下旬）

(3) 実施期・免除額：後期分授業料を2/3免除

(4) 選考方法：各学府において、学業成績・研究成果を踏まえて支援対象者を選考する。

（「別紙：学生公表用の選考基準」 を参照）

## 3. 入学料の徴収猶予について【本学独自制度：入学料徴収猶予】

(1) 対象者：免除申請の資格外の者（日本人・留学生両方）で、奨学金や教育ローン等の入金遅延により、入学手続き時の入学料納付が困難である者に対して、入学料徴収猶予を行う。

（免除申請との併願は不可）

(2) 申請時期：従来どおりに入学手続き時に事前申請を行い、入学後に本申請を行う。

(3) 猶予期間：4月入学：7月末日、10月入学：1月末日に変更

## 4. 大規模災害等被災学生に係る経済支援について

### 【本学独自制度：入学料免除及び授業料免除】

本学が指定した大規模災害により、主たる家計支持者（留学生は本人又は日本在住の父母等）が被災した場合の経済支援について、原則として発災から1年以内の災害を支援対象に変更。